

起 案

保存期間	5年	閲覧区分	室／課内
收受日	平成20年 5月23日	分類名	森林林業-森林整備-林地開発 熱海市伊豆山の森林の無断開発について
起案日	平成20年 5月23日		
決裁日	平成20年 5月23日	文書番号	東農治第73号
施行日	平成20年 5月23日	起案者	東部農林事務所治山課 治山課林地保全係 (電話 : 055-920-2173)
処理期限	平成 年 月 日		
発信元文書番号			
公印	不要		
発信者			
受信者			
件名	熱海市伊豆山地内における復旧計画書の受理について		
決裁			
合議			
公印承認	公印不要		
<p>平成20年5月1日付け東農治第49号により、中止及び復旧を指導した熱海市伊豆山地内の開発行為について、より復旧計画書が提出された。 内容を確認した結果、適当だと思われるため、当該復旧計画書を受理する。</p>			

の復旧計画指導について

復旧の時期が5月末であり、一般的な樹種の植栽適期は過ぎているため、植栽しても苗木が枯損する懸念が生じた。

また、種苗業者数社に打診したが、苗木の調達が難しい状況が確認された。

従って、復旧計画にあたっては早期緑化を確実に行うため、種子吹付工を中心に組み立てることとした。

- 法面については、作業の安全性を優先し、種子吹付工を行う。
- 宅盤等の平坦地については、種子吹付工に加えて、1,000本/ha程度の植栽を指導した。近隣で見られる高木性の樹種であることを条件として提示したところ、赤松の調達が可能であることが分かった。赤松は、立地に対する適応性が大きく、痩悪地でも良く育ち、活着が期待できるため承認することとした。